

令和4年度 京都市立陵ヶ岡小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

(1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

陵ヶ岡小学校では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名

生徒指導委員会（いじめ・不登校対策委員会）

イ 構成員（職名又は校務分掌）

学校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、道徳教育推進教師、該当学年主任、当該担任、（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）

ウ 開催時期

毎月第4月曜日、および緊急対応時

エ 委員会として取り組む内容

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等。
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童の情報交換と課題の共有。
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

(2) 教職員の資質向上（校内研修）

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「教育相談校内委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

- ・4月、5月、3月に行う生徒指導研修会時に実施する。
- ・内容は、「陵ヶ岡小学校いじめの防止等基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」

3 基本的施策

(1) 学校におけるいじめの未然防止

ア 授業改善

- ・教育課程指導計画に基づく授業計画を作成し、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。

イ 道徳教育

- ・道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・人権参観で、全校の取組として、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「道徳」を実施し、保護者に理解や協力を求める。

ウ 体験活動

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（スポーツデイ、ミュージックデイ、ヒューマンデイ等）を通して人間関係づくりを行う。
- ・たてわり活動の取組の充実を図り、いじめの事前防止を行う。
- ・高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。

エ 児童が自主的に行う活動

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・12月の人権月間の際、「いじめ問題」を取り上げ、陵ヶ岡子ども会議で「人権」について話し合いを行ったり、人権標語・スローガンを作成したりする。
- ・異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。

オ 児童へのはたらきかけ

- ・図書室に「いじめ問題」をはじめ、人権に関わる本のコーナーを設置する。
- ・「学級だより」にいじめや命に係わる「コラム」を載せる。
- ・社会のルール教室の内容を他学年の児童にも知らせ、学級で話し合わせる。
- ・「ソーシャルスキル」学習を定期的に行い、コミュニケーションの学習を行う。

カ 保護者の啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「陵ヶ岡小学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけを P T A の協力のもと進める。

キ その他

- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- ・その際、P D C A サイクルでの見直しも行う。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関する情報については、些細なことや疑いも含め、「生徒指導委員会」で情報を共有する。
- ・「生徒指導委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「生徒指導委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・いじめ記名式アンケートを全学年で年間2回実施。
- ・3～6年生については、クラスマネジメントシートを年間3回実施する。

(イ) 教育相談の実施

- ・7月と12月に、「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童の観察に努める。

ウ その他

- ・クラスマネジメントシートについては研修会で全教職員が全クラスの様子を把握できるように研修を行い、どのような改善が必要かを話し合う。

4 いじめが起こったときの措置

(1) 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「生徒指導委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

(2) いじめが発覚したときの対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「生徒指導委員会」で情報を共有する。
- ・「生徒指導委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては、警察にも連絡を入れる。

《いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応》

前 提 と な る 基 本 事 項

『学校いじめの防止等基本方針』

□学校いじめ防止プログラムの策定

□教職員、児童生徒、保護者、地域への周知

□取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

□担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知

□臨時の委員会開催時の手順確認・周知

□児童生徒、保護者、地域への周知

□いじめの認知・解消の判断について確認

未 然 防 止 の 取 組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり

- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

予 防

見逃しのない
観察

手遅れのない
対応

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

心の通った
指導

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会へ
の報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

(3) ネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童にも周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

(4) 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

学校全体での継続的な指導・支援を行う。

少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。

- ① いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会で行う。）

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。

重大事態は法において、（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったとき、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。

本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等）を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 関係機関との連携

(1) 地域・家庭との連携の推進に向けて

- ・陵ヶ岡小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「陵ヶ岡小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・保護者に対して「学校評価アンケート」を年間2回行い、学校運営並びにいじめ防止に対するご意見を聞き、基本方針の見直しに生かす。
- ・必要に応じて花山中学校区地域生徒指導連絡協議会とも連携を密にする。

(2) 学校運営協議会との連携

- ・学校運営協議会で、「学校いじめの防止等基本方針」を提示し理事の方々からご意見を聞くとともに、基本方針の見直しを行い、必要に応じて変更を加える。
- ・「学校評価アンケート」や「いじめに関するアンケート」、「クラスマネジメントシート」の結果を提示し、理事の方々からのご意見をいただき、基本方針の見直しに生かす。

(3) 関係機関との連携の推進に向けて

- ・いじめの事案によっては、山科警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携を密にしておく。

7 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止にともなう措置等を踏まえて一部の予定を変更することがある。

| 月 | 対策会議や校内研修等 | 未然防止に向けた取組や行事等 | アンケートの実施や教育相談週間等 | 保護者への啓発等 |
|---|--|--|---|--|
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研修会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」 ・生徒指導委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・学級開き ・ふれあい週間 ・陵ヶ岡タイム（憲法） 憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す。 ・1年生を迎える会 | <ul style="list-style-type: none"> ・前年度のアンケート ・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有（2～6年） | <ul style="list-style-type: none"> ・授業参観懇談会 ・ホームページや学校だよりにいじめ・不登校対策委員について記載する ・憲法月間「学校だより」や「陵ヶ岡タイム」において啓発 |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研修会 「いじめ等、気になる児童の共有」 ・生徒指導委員会② 「学級経営方針の交流会」 「記名式アンケートの実施に向けて」 「いじめ等、気になる児童の確認」 | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい週間 ・陵ヶ岡タイム | | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問週間 |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会③ 「アンケートの結果の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい週間 ・ミュージックディ【6年】修学旅行 【4年】若狭自然の家宿泊 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめに関する記名式アンケートの実施 | |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> 生徒指導委員会④ 「クラスマネジメントシートの結果の共有」 「年間の取組の見直し①」 | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい週間 ・陵ヶ岡タイム 【4年】若狭自然の家宿泊 【3・6年】非行防止教室 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間 ・第1回クラスマネジメントシートの実施 ・前期学校評価アンケートの実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会① ・前期学校評価アンケートの実施 |

| | | | | |
|----|---|---|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認①PDCA サイクル」 「教育相談の結果の共有」 ・「いじめ」に特化した研修会① 「4月～7月いじめ事案の経過」 「クラスマネジメントシートを基にした学級経営研修会」 「いじめ防止プログラムの見直しと共有①PDCA サイクル」 「いじめについての情報共有と連携」 「前期学校評価アンケートの結果の共有」 | | | |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい週間 <p>【5・6年】花背山の家宿泊学習</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・授業参観懇談会 |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会⑦ 「記名式アンケートの実施に向けて」 | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい週間 ・スポーツデイ <p>【1・2年】校外体験学習</p> | | |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会⑧ 「アンケートの結果の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい週間 ・陵ヶ岡タイム ・ほほえみ学習 ・ヒューマンデイ | <ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめに関する記名式アンケートの実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育講座 ・休日参観 ・人権月間「学校だより」で啓発 |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会⑨ 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「クラスマネジメントシートの結果の共有」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認②PDCA サイクル」 ・職員会議 「いじめ防止プログラムの見直しと共有②PDCA サイクル」 | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい週間 ・陵ヶ岡タイム ・陵ヶ岡子ども会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間 ・第2回クラスマネジメントシートの実施 | 個人懇談会② |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会⑩ 「9月～12月いじめ事案の経過」 「教育相談の結果の共有」 | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい週間 ・ランニングデイ | <ul style="list-style-type: none"> ・後期学校評価アンケートを実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・後期学校評価アンケートを実施 |
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会⑪ 「年間を通してのいじめ事案の経過」 ・職員会議 「後期学校評価アンケートの結果の共有」 | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい週間 ・陵ヶ岡タイム | | <ul style="list-style-type: none"> ・新1年入学説明会 ・授業参観懇談会 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③PDCA サイクル」 ・生徒指導研修会 「年間の取組の見直し」 | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい週間 | | |
| 3 | | | | |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | 「今年度の反省と次年度への課題」 「次年度の基本方針の確認」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 「いじめ防止プログラムの見直しと共有 ③PDCA サイクル」 | | | |
|--|--|--|--|--|